

今月のトピックス

平成 30 年 2 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【労働者の募集や求人申込みの制度が変わります】

平成 29 年 3 月 31 日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 1 月 1 日より施行されております。

なかでも、労働条件の明示等については、下記のように義務付けられています。違反した場合で改善命令等にも従わない場合には、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に課せられることがありますので、労働者を募集する企業の皆様はご注意ください。

1. 募集～労働契約締結の間に労働条件に変更があった場合の、速やかな変更内容明示

ハローワーク等への求人、または自社で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合には、その内容を確定後速やかに明示しなければなりません。

変更内容を明示する方法は当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法によって速やかに明示されるべきとされています。労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法での通知も可です。変更内容が正確に求人応募者へ伝わるようにしましょう。

2. 求人の際に明示すべき労働条件の追加

労働者を募集する際に明示すべき労働条件に、下記が追加されました。

- ・試用期間の有無／期間
- ・裁量労働制を採用している場合のみなし労働時間
- ・固定残業代を支給している場合の「金額」「手当が時間外労働何時間相当のものか」「〇時間を超える時間外労働分の割増賃金を追加で支給する旨」の明示
- ・募集者の氏名又は名称
- ・派遣労働者として雇用する場合、雇用形態を「派遣労働者」と明示

求人は今後より厳格に情報を提示する必要があります。

○所得税法の改正により被扶養者異動届の取扱いが一部変更されました（協会けんぽ）

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ、被扶養者異動届の取扱いが、以下のとおり変更されました。

1. 被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が 1,000 万円（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合
⇒所得税法上の控除対象配偶者に該当しないため、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができなくなり、証明書類の添付が必要になります。
2. 被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が 1,000 万円以下の場合
⇒所得税法上の控除対象配偶者となる場合は、事業主の確認をもって収入確認のための証明書類の添付を省略することができます。

※税法上の居住者とは、国内に住所を有する又は現在まで引き続いて 1 年以上住所を有する健康保険の被保険者です。（例：妻を扶養に入れる場合、居住者は夫になります。）

上記内容につきましてご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。